

議案第 28 号

公園の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定および和解について

公園の管理瑕疵に係る損害賠償額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 | 事故発生日時 | 令和3年4月27日 午後5時20分頃 |
| 3 | 事故発生場所 | 鯖江市西袋町地係 中山公園 |
| 4 | 事故の概要 | 相手方が中山公園を散策していたところ、草が繁茂していたため排水柵に気が付かずに足を落とし左脛骨高原骨折を受傷した事故 |
| 5 | 損害賠償額 | 1,163,398円 |
| 6 | 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を前記のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

提案理由

本事故について損害賠償額を決定し和解したいので、この案を提出する。